

投票所とその区域

(しっかり確認しておきましょう)

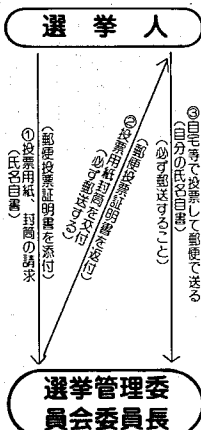
投票区	対象区域	投票所
第1投票区	本町2丁目1区、本町3丁目1区、本町3丁目3区	第一保育所遊戯室
第2投票区	本町3丁目2区、本町4丁目1区、本町4丁目2区、滝谷本町、中沢町	第一幼稚園遊戯室
第3投票区	新町1丁目、新町2丁目、新町3丁目、日室町	東保育所遊戯室
第4投票区	北上1丁目、北上2丁目、北上3丁目、北上新田、北海	北上公会堂
第5投票区	山谷町1丁目、山谷町2丁目、山谷町3丁目	山谷公会堂
第6投票区	新栄町、緑町	心身障害者福祉センター集会所
第7投票区	田家1丁目、田家2丁目、田家3丁目、吉岡町	田家氏子会館
第8投票区	草水町1丁目、草水町2丁目、草水町3丁目	草水公会堂
第9投票区	栢木、飯柳、滝谷町	栢木公会堂
第10投票区	上金沢、東金沢、大安寺、中新田	新津市農業協同組合大安寺支所
第11投票区	満願寺、七日町、大蔵	満日小学校二年生教室
第12投票区	川口、結、福島、田島、萩島1丁目A	結幼稚園遊戯室
第13投票区	車場1丁目B、車場2丁目B、萩島1丁目B、萩島2丁目、萩島3丁目、中野1丁目、中野2丁目、中野3丁目	萩川保育所遊戯室
第14投票区	市之瀬、寛路津、長割	市之瀬小学校多目的教室
第15投票区	三枚沼、三津屋、野方、大秋	三津屋公会堂
第16投票区	川根、浦興野、出戸、四ツ興野、子成場、蔵曾根	小合小学校集会所
第17投票区	小屋場、梅ノ木、新通	梅ノ木集落開発センター
第18投票区	小戸上組、小戸下組、栗宮	小戸下組公会堂
第19投票区	大鹿、堂島	大鹿集落開発センター
第20投票区	中村、程島	林照寺保育園保育室
第21投票区	東島、西島	東島珠算教室
第22投票区	朝日、割町	金津保育所遊戯室
第23投票区	古津、蒲ヶ沢	古津公会堂
第24投票区	金津、塩谷	白玉保育所遊戯室
第25投票区	小口	小口公会堂
第26投票区	大岡、岡田	大岡集落農事集会所
第27投票区	下新、市新、金屋、新郷屋	新岡中央保育所遊戯室
第28投票区	六郷、堤	六郷公会堂
第29投票区	本町1丁目、本町2丁目2区、善道町1丁目、善道町2丁目、下興野町	第二保育所遊戯室
第30投票区	古田、天神	古田保育所遊戯室
第31投票区	秋葉1丁目、秋葉2丁目、秋葉3丁目	老人福祉センター秋葉荘
第32投票区	金沢町1丁目、金沢町2丁目、金沢町3丁目、金沢町4丁目	第二小学校音楽室
第33投票区	新金沢町、東町1丁目、東町2丁目、東町3丁目	新金沢保育所遊戯室
第34投票区	南町1区、南町2区、山谷南	さくら保育園遊戯室
第35投票区	美幸町1丁目、美幸町2丁目、美幸町3丁目	美幸町会館
第36投票区	こがわ町、車場1丁目A、車場2丁目A、車場3丁目、車場4丁目、中野4丁目	萩川地区公民館展示室

郵便による不在者投票のできる人

障害の範囲	障害の程度
●身体障害者手帳をお持ちの人	両下肢障害 1級もしくは 体幹障害 2級 移動機能障害 心臓障害 じん臓障害 呼吸器障害 ぼうこう障害 直腸の障害 小腸の障害 である者として記載されている人
●県知事が証明した人	障害の程度が上記に該当する人
●戦傷病者手帳をお持ちの人	両下肢障害 特別項症から 体幹の障害 第2項症 心臓障害 特別項症から じん臓障害 第3項症 呼吸器障害 ぼうこう障害 直腸の障害 小腸の障害 までである者として記載されている人
●県知事が証明した人	障害の程度が上記に該当する人

※……部分で示した障害のある人が、新たに郵便による不在者投票ができるようになりました。

郵便による不在者投票の投票方法



郵便による不在者投票
 選挙人で身体に重度の障害のある人は、郵便による不在者投票（自宅投票）に書いて、郵便で選挙管理委員会へ送る方法）ができます。

○：郵便による不在者投票は、投票日の四日前（四月八日）までに「郵便投票証明書」を添えて、投票用紙の請求をしなくてはなりません。早めに手続きをしてください。この請求は、選挙期日の告

市民会館で即日開票
 開票は、四月十二日の午後七時三十分から市民会館大ホールで即日開票します。

選挙のお問い合わせ
 入場券のことや不在者投票、そのほか選挙に関するお問い合わせは、市選挙管理委員会（市役所新館二階）2412111内線230へどうぞ。

県議会議員選挙

4月12日投票です



貴重な一票です。みんなで投票しましょう

投票日と投票時間

四月十二日（日）の午前七時から午後六時までです。

投票所は三十六か所

投票所は左の表のとおりです。投票所は入場券に記載してあります。よく確かめて、お間違いないようお願いします。

なお、三月十六日以降に市内転居をされた方は、前の住所地の投票所で投票することになります。

投票できる人

新津市に住所がある日本国民で、要件は次のとおり

任期満了による新潟県議会議員一般選挙

が、四月三日に告示されます。投票日は四月十二日です。今回選挙する県議会の議員は、二人の議員を選挙します。

今月は、全国一斉に統一地方選挙が行われます。昭和二十二年から数えて十一回目になりますが、今回の選挙は、八十年代後半の地方自治体を取りまく厳しい財政状況の中で行われるもので、極めて重大な意義を有しています。この数年の地方選挙の特色は、地方選挙が私たちの

統一地方選挙を迎えて

新津市選挙管理委員会委員長 古川光三郎

最も身近な選挙であり、しかも今後の県政、市政に大きな影響を与えるにもかかわらず、概して投票率が低く、統一地方選挙を迎えて、誠に残念なことであり、私たちはこのような選挙の機会にこそ、地方自治をもう一度しっかり見つめ直す必要があると思います。

投票の方法

投票所へ入ったら、受付へ入場券をお出ください。受付では、入場券と選挙人名簿を対照して、本人であることを確認します。これが済んだら、入場券と引き換えに投票用紙を受け取ってください。

次に、投票記載所に用意してある鉛筆で、投票用紙の決められた欄内、投票しようとする候補者一人の氏名を書いてください。

投票の記載が済んだら、投票用紙を投票箱に入れてください。

代理投票・点字投票
 身体の不自由な人など、自分で書くことができない人は「代理投票」ができます。

不在者投票
 投票日当日（四月十二日）、出張や仕事の都合などで投票所へ行けない人は、不在者投票ができます。不在者投票は、四月三日（日曜日を含む）、午前八時三十分から午後五時まで、市役所正面玄関ロビーで行っています。不在者投票をされる人は、印鑑と入場券（届いていないときは不要）をお持ちください。

ある選挙に際し、全有権者総参加のもとに、私たちの代表にふさわしい人物を選ばれるよう、切に期待する次第であります。

なお、選挙運動関係者の皆さんは、選挙のルールを良く守り、違反のない明るくきれいな選挙の実行されるよう強く希望いたします。

不在者投票

投票日当日（四月十二日）、出張や仕事の都合などで投票所へ行けない人は、不在者投票ができます。不在者投票は、四月三日（日曜日を含む）、午前八時三十分から午後五時まで、市役所正面玄関ロビーで行っています。不在者投票をされる人は、印鑑と入場券（届いていないときは不要）をお持ちください。

不在者投票は、四月三日（日曜日を含む）、午前八時三十分から午後五時まで、市役所正面玄関ロビーで行っています。不在者投票をされる人は、印鑑と入場券（届いていないときは不要）をお持ちください。